

渋谷区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例(平成26年渋谷区条例第33号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、区、区民、来街者、事業者及び警察等の行政機関の密接な連携及び協力の下に、区内の道路、公園、広場、駅その他の公共性を有する場所(以下「公共の場所」という。)における客引き行為等の防止をすることにより、区民及び来街者の安全の確保及び快適性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 客引き行為等 公共の場所において行われる次に掲げる行為をいう。

ア 客引き行為(通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して客となるように誘う行為をいう。イ及び第8条第1項において同じ。)

イ 客待ち行為(客引き行為の相手方となるべき者を待つ、又は客となろうとする者から声をかけられる目的で、うろつき、たたずみ、又はたむろする行為をいう。)

ウ 勧誘行為(通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して役務に従事するように誘う行為をいう。エ及び第8条第2項において同じ。)

エ 勧誘待ち行為(勧誘行為の相手方となるべき者を待つ、又は役務に従事しようとする者から声をかけられる目的で、うろつき、たたずみ、又はたむろする行為をいう。)

(2) 来街者 区内を訪れる者又は通過する者をいう。

(3) 事業者 区内において事業活動(その準備行為を含む。)を行う法人その他の団体又は個人をいう。

(客引き行為等防止啓発地区の指定等)

第3条 区長は、客引き行為等の防止を啓発するため特に必要があると認める区域を、客引き行為等防止啓発地区(以下「啓発地区」という。)として指定することができる。

2 区長は、必要と認めたときは、その指定した啓発地区の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

(区の責務)

第4条 区は、この条例の目的を達成するため、警察、町会、商店会その他防犯に係る関係団体と連携し、客引き行為等の防止に係る必要な施策を実施するものとする。

(区民及び来街者の責務)

第5条 区民及び来街者は、客引き行為等を防止するため、区が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、客引き行為等の防止に関し、従業員への指導、監督その他必要な措置を講ずるとともに、区が実施する施策に協力しなければならない。

(客引き行為等の禁止)

第7条 何人も、客引き行為等をしてはならない。

2 何人も、他人に客引き行為等をさせてはならない。

(客引き行為等を用いた営業の禁止)

第8条 事業者は、客引き行為をした者又は当該客引き行為に関係のある者から紹介を受けて、当該客引き行為を受けた者を客として当該事業者の営業所に立ち入らせてはならない。

2 事業者は、勧誘行為をした者又は当該勧誘行為に関係のある者から紹介を受けて、当該勧誘行為を受けた者を当該事業者の営業所において当該勧誘行為の目的となる役務に従事させてはならない。

(指導)

第9条 区長は、前2条の規定に違反する行為(第15条を除き、以下「違反行為」という。)をしていると認められる者に対し、当該違反行為を中止するよう指導することができる。

2 区長は、あらかじめ指定する者に前項の規定による指導を行わせることができる。

(勧告)

第10条 区長は、啓発地区において前条第1項の規定による指導を受けた者が、更に啓発地区において違反行為をしていると認めたときは、その者に対し、当該違反行為を中止するよう勧告することができる。

2 前条第1項及び前項の規定にかかわらず、区長は、第14条第1号の規定による過料の処分を受けた者が当該処分を受けた後において、啓発地区において違反行為をしたときは、その者に対し、前条第1項の規定による指導を行うことなく当該違反行為を中止するよう勧告することができる。

(立入調査等)

第11条 区長は、この条例の施行に必要な限度において、違反行為をした者又は当該違反行為に関係のある者に対し、氏名、住所その他必要な事項について質問し、資料の提示を求めることができる。

2 区長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、違反行為をした者の営業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により質問、立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による質問、立入調査等の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(公表)

第12条 区長は、第10条の規定による勧告を受けてこれに従わない者については、その事実を公表することができる。

2 区長は、前条第1項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による資料の提示の求めに応じない者又は同条第2項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者については、その事実を公表することができる。

(店舗等場所提供者への通知)

第13条 区長は、前条の規定により公表された者の営業その他の業務の用に供するための場所を提供している土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表に係る事実を通知するものとする。

(過料)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料を科する。

(1) 第10条の規定による勧告を受けた後に、啓発地区において違反行為をした者

(2) 第11条第1項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は同項の規定による資料の提示の求めに応じない者

(3) 第11条第2項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科する。

(警察署の長等への協力要請)

第16条 区長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、区内の警察署の長その他関係機関の長に対し、情報提供その他必要な協力を求めることができる。

(適用上の注意)

第17条 この条例の適用に当たっては、何人の権利をも不当に侵害しないよう留意しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の渋谷区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた客引き行為等について適用し、同日前に行われた客引き行為等については、なお従前の例による。